

令和4年7月8日

会員各位

医療用酸素用 FRP 容器の再検査機関各位

医療用酸素用一般複合容器の再検査期間延長について

一般社団法人全国高圧ガス容器検査協会

平素は当協会の活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

医療用酸素用一般複合容器(以下 FRP 容器)の再検査期間 5 年延長については、昨年 10 月 25 日に開催された第 20 回高圧ガス小委員会で承認され、本年 4 月 15 日から 5 月 14 日の間、経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室から本件も含め、容器保安規則の一部を改正する省令(案)等に対する意見公募が行われました。医療用酸素用 FRP 容器は新たに定義され、再検査期間を 3 年から 5 年とし、他の容器と識別するため容器の標章に MED を表示することが定められました。既に利用されている容器の扱いについては、附則に再検査時は MED と刻印したアルミ箔を貼付することで再検査期間 5 年容器と規定される案が提出されていました。本件は今年 7 月 29 日に公布・8 月 1 日に施行される予定です。施行前の準備や施行後の対応を宜しくお願い申し上げます。

尚、当協会は「O2MED」と印字したアルミ箔を販売致しますのでご利用ください。

ご不明な点がございましたら全検協事務局までご連絡ください。

記

(参考資料：JIMGA)

1. 改正法令 高圧ガス保安法容器保安規則
2. 改正内容(概要)※詳細については、改正省令の具体的内容(抜粋)を参照
 - 1) 医療用酸素用 FRP 容器に関しては、新たに定義を設け、再検査期間を 3 年から 5 年とするとともに、他の容器と識別するため容器に新たに MED と刻印する。
 - ・ MED の刻印は、ガス名に続いて表示
 - ・ 新規容器においては、MED を表示した標章(刻印ラベル)を容器に巻き込む形式
 - ・ 巻き込む形式が困難な場合、MED と刻印したアルミ箔を貼付することによって置き換え可

2) また、既に利用されている医療用酸素用の一般複合容器の扱いを附則として規定する。

・再検査時に MED と刻印又は印字したアルミ箔を貼付

3. 公布日及び施行日 公布日 2022 年 7 月 29 日(予定)、施行日 2022 年 8 月 1 日(予定)

4. 具体的な対応事例

1) 新規容器に対する標章(MED を印字した標章)



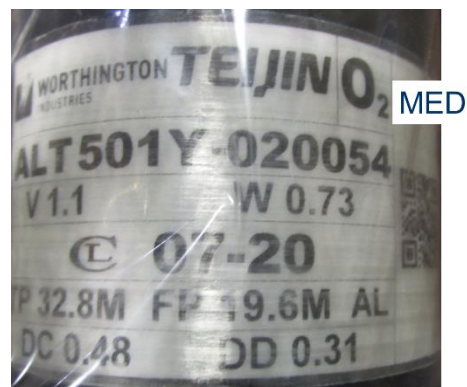
(株)旭製作所



JFE コンテナ(株)



エスケイシリンダー(株)



帝人エンジニアリング(株)

2) 新規容器に対する標章(MED の印字していない標章が巻き込まれた場合)



KHK の刻印がされた MED
のアルミ箔を貼付

3)再検査後の標章のアルミ箔の貼付

「O₂ MED(または O₂ MED)」と刻印(打刻または印字)したアルミ箔を標章のガス名の上に貼付

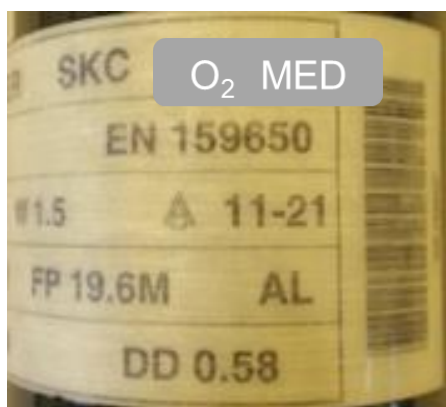
※ただし、刻印を印字にする場合は、消えないように黒色の耐候性の高いインクを使用し、かつ、表面を粘着力のあるラミネートフィルムにより保護する必要があります。



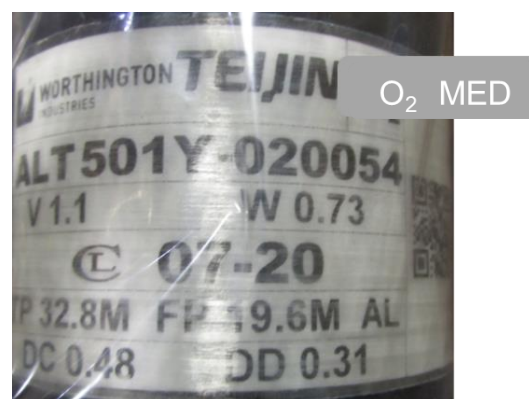
(株)旭製作所



JFE コンテナ(株)



エスケイシリンダー(株)



帝人エンジニアリング(株)



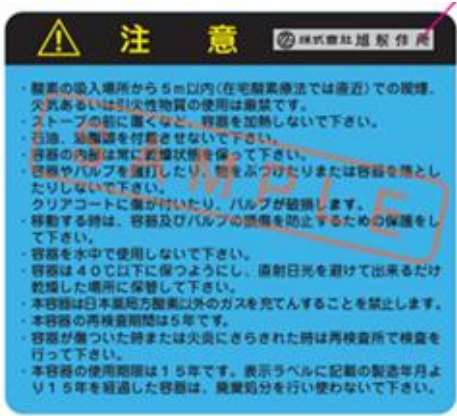
帝人エンジニアリング(株)



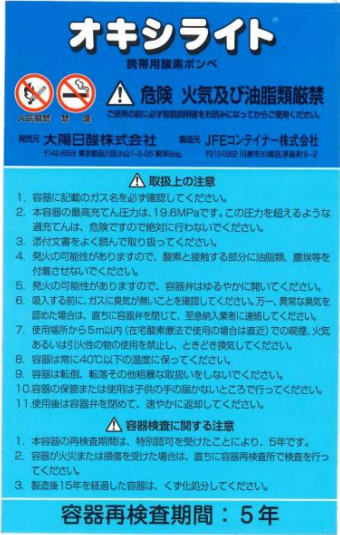
ダイキン工業(株)

4)注意書きラベル

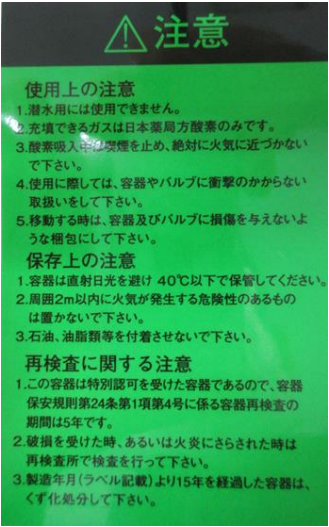
現在、注意書きラベルは各社にてラベル色が異なりますが、再検査期間5年の容器は、青色系のラベル色に統一(ただし、新しい注意書きラベルの準備が間に合わない等施行後しばらくの間、従来ラベルが貼付されている場合があります。)



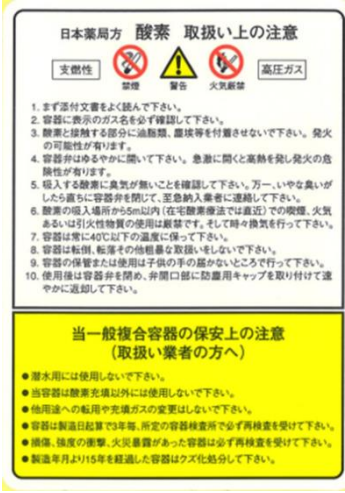
(株)旭製作所



JFE コンテイナー(株)



エスケイシリンダー(株)



帝人エンジニアリング(株)

5.経済産業省との Q&A

Q1：施行日をもって改正規則により出荷される場合、KHK の検査は前もって検査を受ける必要があります。一方、新規の場合も施行日以降の検査である必要があれば、出荷との時差が生じます。新規容器の場合の改正規則の適用は KHK の検査日をもって判断するのでしょうか、それとも出荷日をもって判断するのでしょうか。

A1：施行日以降に検査(申請)を行う日となります。KHK にも詳細をご確認下さい。

Q2：省令案の附則等から施行後すぐさま改正省令に基づき対応が必要となると理解しておりますが、仮に MED の刻印を 貼付し忘れた場合、どのようなことになるのでしょうか。

A2：施行日後に関して、医療用酸素用一般複合容器については、MED も含めて高压ガス保安法第 45 条第 2 項／容器保安規則第 8 条第 3 項に規定する標章の掲示となりますので、もし施行日以降に容器検査及び容器再検査を受ける医療用酸素用一般複合容器に MED の記載がなかった場合、医療用酸素用一般複合容器の標章の掲示として認められず、よって刻印・標章の掲示がなされていない容器と同じく、譲渡引き渡しや充填を行うことはできません。

Q3：海外製造メーカーにて[MED]の文字をラベルに追加する方向で検討しているが、本改正はあくまでも「医療用酸素用一般複合容器」に限っての省令改正のため、他のガス種へ名義変更（ガス名を N2 や Air）する場合、[MED]の文字はどのようにすれば良いのか。鋼製やアルミ製の容器であれば、O2 の刻印を二重線で消し、付近に N2 や Air という刻印をすれば良いが、一般複合容器の[MED]は刻印ではなく、印字となるためどのような修正をすれば良いかを教えて欲しい。

A3：医療用酸素用一般複合容器は、他のガス名へ変更できませんが、必要に応じて高压ガス保安協会にもご相談ください。

Q4：消防などの依頼にて、空気から酸素へのガス名変更依頼が年間数件あるようです。今回の再検査期間 5 年延長の対象は医療用酸素用一般複合容器に限定されており、生い立ちの異なることから医療用酸素用にガス名変更されたからといって同じように扱うべきではなく、ガス名変更を行うこと事態問題があるようにも思われます。仮にこのような依頼があった場合、どのようにすべきでしょうか。

A4：これまで検討してきたとおり、一般複合容器のうち医療用酸素用一般複合容器のみの再検査期間を延長した背景としては、既に在宅酸素療法等医療用として使用されている一般複合容器(既に使用されている医療用酸素用一般複合容器)特有の使用・管理状況があることを確認しております。ご指摘の通り、空気用の容器をガス名変更の手続きによって医療用酸素用一般複合容器に変更することはできません。

6.その他注意事項

- ・既存容器の注意書きラベルは、これまで貼付されている注意書きラベルをそのまま使用する。なお、仮に貼り替えることがあっても、容器メーカーより同じラベルを入手し、貼付する。

- ・再検査後、「MED」あるいは「O₂ MED」のアルミ箔を貼付していない容器に充填することは、高圧ガス保安法の違反となるだけでなく、薬機法上医薬品の回収を行うこととなります。容器所有者は充填所や再検査機関などに周知し、それぞれの役割など明確にし、法令違反がないよう注意して下さい。

- ・再検査時に貼付する「MED」の刻印について全検協にて「O₂ MED」と刻印したアルミ箔を販売する予定です。詳細につきましては、仕様及び価格等決まりましたら、ご案内いたしますので、ご活用下さい。

以 上

(参考)改正省令の具体的内容(抜粋)

第二条

十一の三 医療用酸素用一般複合容器 アルミニウム合金ライナー製一般複合容器のうち、医療用の圧縮酸素を充填するための容器

(刻印等の方式)

第八条 法第四十五条第一項の規定により、刻印をしようとする者は、容器の厚肉の部分の見やすい箇所に、明瞭に、かつ、消えないように次の各号に掲げる事項をその順序で刻印しなければならない。

第1項第三の二 医療用酸素用一般複合容器にあつては、前号に掲げる事項に続けて、その旨の表示(記号 MED)

第3項第三 前項第四号に掲げる容器票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器にあつては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印字したもの(ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。)を、容器胴部の外面に取れないように貼付することをもってこれに代えることができる。

イ～ハ [略]

二医療用酸素用一般複合容器にあつては、その旨の表示(記号 MED)

ホ～ル [略]

(容器再検査の期間)

第二十四条 法第四十八第一項第五号の掲載産業省令で定める期間は、容器再検査を受けたことのないものについては刻印等において示された月(以下「容器検査合格月」という。)の前月の末日([中略])、容器再検査を受けたことのあるものについては前回の容器再検査合格時における第三十七条第一項第一号に基づく刻印又は同条第二項第一号に基づく標章において示された月(以下「容器再検査合格月」という。)の前月の末日([中略])から起算して、それぞれ次の各号に掲げる期間とする。

一～三 [略]

四 一般複合容器(医療用酸素用一般複合容器を除く。)については、三年

四の二 医療用酸素用一般複合容器については、五年

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和4年8月1日(予定)から施行する。ただし、容器保安規則第二条第二十二号の二、第二十三号及び第二十六号並びに第八条第一項第三号の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の容器保安規則(次項において「旧規則」という。)第八条第一項又は第三項の規定により医療用酸素用一般複合容器になされている刻印等については、当該容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日までの間は、この省令による改正後の容器保安規則(次項において「新規則」という。)第八条第一項又は第三項の規定にかかわらず、高圧ガス保安法第四十五条第一項又は第二項の規定によりなされた刻印等とみなす。

3 この省令の施行の際現に高圧ガス保安法第四十四条第一項の容器検査に合格している医療用酸素用一般複合容器がこの省令の施行後最初に受けるべき容器再検査の日については、新規則第二十四条第一項第四号の二の規定にかかわらず、旧規則第二十四条第一項第四号に規定する容器の再検査の期間により計算して得られる日とする

以 上